

社会福祉法人世光福祉会  
役員(理事及び監事)報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世光福祉会（以下「法人」という。）定款第22条の規定に基づき、法人定款第15条に規定する役員（理事及び監事）（以下「役員」という。）に対する報酬等について事項を定め、適正な法人運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 報酬等の支給対象は、役員とする。ただし、法人が経営する施設の職員（非常勤職員、嘱託職員を除く）が役員に就任している場合は対象としない。

(報酬等の額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、当支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬等)

第4条 法人業務を行った場合の報酬等は次のとおりとする。

- (1) 役員が法人の業務を行った場合は報酬を支払う。
- (2) 報酬の額は、4時間以内を4,000円（税引き後）とし、4時間以上8時間以内を7,000円（税引き後）とする。
- (3) その他法人の業務で出張した場合は、実費を支給する。

(支給の方法)

第5条 報酬の支給は現金により発生の都度あるいは1ヶ月以内に支給する。

附 則

この規程は、2018年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人世光福祉会  
評議員報酬等支給基準

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世光福祉会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、法人定款第5条に規定する評議員に対する報酬等について事項を定め、適正な法人運営を図ることを目的とする。

(報酬等の額)

第2条 法人定款第8条の規定のとおり、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、当支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬等)

第3条 法人業務を行った場合の報酬等は次のとおりとする。

- (1) 評議員が法人の業務を行った場合は報酬を支払う。
- (2) 報酬の額は、4時間以内を4,000円（税引き後）とし、4時間以上8時間以内を7,000円（税引き後）とする。
- (3) その他法人の業務で出張した場合は、実費を支給する。

(支給の方法)

第4条 報酬の支給は現金により発生の都度あるいは1ヶ月以内に支給する。

附 則

この規程は、2018年 4月 1日から施行する。

